

第 95 号

財産の減額貸付けについて

財産を次のように減額して貸し付けることとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区分	所在地	面積	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間	摘要
土地及び建物	熊本市中央区水前寺公園304番外19筆	土地 18,488.60 平方メートル 建物 15,261.18 平方メートルのうち熊本県の共有持分40.10726パーセント 車庫 54.00平方メートル	一般財団法人熊本テルサ	熊本勤労者総合福祉センターの管理運営	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで	熊本勤労者総合福祉センター建物接地部分の59.89274パーセントに相当する土地（面積3,239.77平方メートル）以外の土地、建物及び車庫を無償とする。

(提案理由)

一般財団法人熊本テルサに財産を減額して貸し付けるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。